

青果物輸出に係る施設認定等検査支援

| | | | |
|--------|--|------|-----------------------|
| 支援対象者 | 生産者（団体・協議会）、輸出事業者・商社（個社） | | |
| 対象品目 | コメ、青果物 | | |
| 支援内容類型 | <ul style="list-style-type: none">・ 輸出向けの農薬対応・相談をしたい・ 国際的な認証を取得したい・ 青果物の園地査察に係る規制担当官を招聘したい | | |
| 支援内容 | <p>（ソフト支援）</p> <ul style="list-style-type: none">・ タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更新支援・ タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援・ タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援・ 台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援 | | |
| 申請要件 | <ul style="list-style-type: none">・ GFPコミュニティサイトに登録していること・ 有効な課題提案書の作成、提出ができること | | |
| 申請先 | 農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 | 公募時期 | 令和4年2月上旬～2月下旬 （予定） |

問合先：農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 三沢／布山

電話：03-3501-4079

<対策のポイント>

日本産の農林水産物・食品の輸出を促進するため、**輸出先国の食品安全規制など輸出阻害要因の解消**に向けた民間団体等の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持更新支援事業 14（22）百万円

タイへ青果物を輸出する際など、輸出先国の法令により選別及び梱包に係る施設において認証取得が求められている場合は、その費用を**定額**で支援します。

2. タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業 7（16）百万円

輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査等が求められている場合、その検査等の費用を**定額**で支援します（2019年3月31日以降から輸出先国より求められている場合が対象）。

3. タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業 1（1）百万円

輸出先国の法令等により、茶、穀物等を含む植物由来食品を輸出する際に残留農薬等検査の実施が必要な場合又は残留農薬等検査を実施することで輸出手続の円滑化が図られる場合に、その検査費用を支援します。

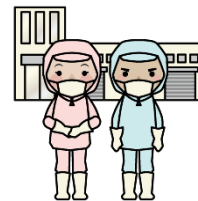
4. 台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業 4（9）百万円

輸出先国の検査官を日本に招へいして、生産園地、登録施設等の確認や輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査が求められている場合に、その検査等の費用を支援します。

1. タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持更新支援事業（**定額**）

事例

タイにリンゴやイチゴを輸出するために認証を取りたい



2. タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業（**定額**）

事例

タイにメロンを輸出するためにタイ側検査官と日本の検査官との合同輸出検査を受けたい



3. タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業

事例

タイや台湾にいちごを輸出するために残留農薬検査を受けたい

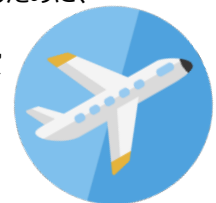
インドネシアにぶどうを輸出するために残留農薬等検査を受けたい



4. 台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業

事例

台湾に桃を輸出するために、登録生産園地や登録選果梱包施設について、台湾の検査官の査察が必要



<事業の流れ>

